



平成23年の東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸を襲った津波によって多くの命が失われました。これを受けて、津波から国民の生命を守ることを目的に、「津波対策の推進に関する法律」が制定され、その中で毎年11月5日が「津波防災の日」と定められています。

11月5日というのは、江戸時代(1854年)に中部地方から九州地方の太平洋沿岸に大きな津波被害をもたらした、『稲むらの火』のモデルにもなった安政南海地震の発生した日に因んだものです。津波防災の日をきっかけに、ご

家族や地域で、地震・津波への防災対策について話し合ってみましょう。

**稲むらの火**

紀伊国広村(現和歌山県広川町)の濱口儀兵衛は、夕方に発生した巨大地震の後、津波の襲来を察知し高台の神社に避難した。その際に、暗い中、後に続く者のため大事な稲むらに火をつけ安全に誘導を行い被害の拡大を防いだ。後に村では4年がかりで堤防を築き、昭和南海地震(1946年)の津波でも集落が守られた。

**● 問い合わせ**

総務課危機管理室 ☎ 77-2500

**火災・救急・救助は**

**119 消防だより**

令和元年度 全国統一防火標語

「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」

**11月9日は「119番の日」**

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚等を目的として11月9日を「119番の日」としています。この機会に、火災や救急発生時の緊急通報について考えてみましょう。

**火災や救急などの緊急時は 119番での通報を**

- ▶ **固定電話からの119番通報**  
消防署の位置情報システムによって通報場所が特定しやすく迅速に出動できます。
- ▶ **携帯電話からの119番通報**  
通報場所によっては、今治市や尾道市の消防署につながる場合がありますが、上島町消防署に転送してもらえますので、電話を切らずに対応を待ってください。

**119番通報のポイント**

- 1 通報した理由を伝える**  
「火災」か「救急」なのか、はっきりと。
- 2 場所を伝える**  
正確な地区名と番地を。番地がわからない場合は目標になる建物などを。
- 3 内容を伝える**  
火災、救急の状況をわかりやすく。(何がどうなった? 誰がどうした? など)
- 4 通報者の名前と連絡先を伝える**  
場所が不明であったり、詳しい状況を確認したいときに問い合わせます。  
現場がわかった時点で、署員は出動していますので、落ち着いて③、④について説明してください。

**秋の全国火災予防運動の実施について**



毎年、11月9日から15日までの1週間を「秋季全国火災予防週間」と定め、全国で火災への注意が呼びかけられています。これからの季節、空気が乾燥して火災の発生しやすい気象状況が続きます。火の取扱いは注意して、火災を起こさないようにしましょう。

**令和元年9月出動件数**

地区	弓削	生名	岩城	魚島	その他	合計	R1累計
火災	0	0	0	0	0	0	3
救急	14	12	8	1	35	384	

(9月30日現在)

**上島町消防署 ☎ 77-4118**



今月から早生ミカンの収穫が始まります。大事に育てたみかんが腐敗しては苦労が報われません。産地のイメージを下げ、価格への影響も心配されます。そこで、今回は、収穫期を迎えたかんきつの腐敗防止について紹介します。



**果実腐敗病の発生原因**

果実腐敗の主な病名は緑かび病です。緑かび病の病原菌は、どこ

**果実腐敗を減らすには**

まずは、収穫果実に生傷をつけないことが基本です。傷の原因は、収穫するときの「はさみ傷」、風による「すり傷」などです。収穫の10~20日前をめどに、ベンレート水和剤4000倍とベフラン液剤2000倍の混用、または、ベフトップジンで防除します。不知火などで紙袋をかける場合は、防除してから紙袋をかけるようにしてください。

**なぜ農薬を2種類使うのか**

それぞれの農薬で、抵抗性もち、農薬が効きにくい菌があります。また、ベフラン液剤は雨により効果が落ちていきます。それぞれの短

のかんきつ園にも浮遊しているカビの1種です。正月の鏡餅に緑色のカビが生えるのも同じような菌です。このカビの菌は、元気なみかんの皮についても、腐りは発生しません。みかんの実にできた生傷、刺し傷などから病原菌が入って腐りの原因となります。また、気温が高く雨の多い年は発生が多くなります。

使用薬剤	濃度	使用時期/使用回数	
		柑橘(温州みかん除く)	温州みかん
ベンレート水和剤 + ベフラン液剤	4000倍 2000倍	収穫前日まで/2回以内	収穫前日まで/4回以内
ベフトップジンフロアブル	1500倍	収穫前日まで/2回以内	収穫前日まで/3回以内



所をおぎない効果を安定させるために混用して散布してください。以上のことに注意して、かんきつの腐敗防止に努めてください。出荷される方は、産地の評価を下げないよう個々の努力をお願いします。

**消費税軽減税率制度説明会のご案内**

10月1日からの消費税および地方消費税の税率の引き上げにともない「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞(定期購読契約にもとづくもの)」を対象に消費税の軽減税率制度が実施されています。事業者の方は、申告に向けた準備が必要となりますので、ぜひこの機会にご参加ください。(持参品 筆記用具)  
説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

今治税務署別館会場説明会	
日時	11月14日(木) 14:00~15:00
場所	今治税務署別館2階大会議室 今治市常盤町4丁目5-1
せとうち交流館会場説明会	
日時	11月21日(木) 15:00~15:30
場所	弓削下弓削 1037-2

● **問い合わせ** 今治税務署 ☎ 0898-316100 (代表) 自動音声案内に従って「2」を選択してください。